



# こんなときにはご連絡ください!



- お問い合わせの際には、お手元に「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」のわかるものをご用意ください。
- ワンストップサービスとは、日本年金機構（年金事務所）または各共済組合等のどの窓口でも年金に関する各種届出ができるサービスのことです。
- 住所変更、民間企業や私立学校の教員等に再就職した場合または再退職した場合の届出は、不要です。

届出が必要な事由 (下段は届出書名)	当組合HPから 出力可能な届書	ワンストップ サービス対象	担当部署
年金受給者が死亡したとき (未支給【年金・保険給付】請求書・年金受給権者死亡届(報告書))	—	△ <sup>*</sup>	審査第一課 03-3261-9849 審査第二課 03-3261-9843
遺族給付を受けていた方が婚姻等をしたとき (遺族年金失権届)	—	△	
1級・2級の障害給付を受けていた方が婚姻をしたとき (障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届)	—	×	
公務員として再就職し、共済組合の組合員となったとき (年金受給権者再就職届書(再び共済組合の組合員となった場合))	—	×	
特別支給の老齢・退職給付の受給権者が、被保険者でなく、 かつ、障害の状態に該当することにより特例を請求するとき (老齢厚生年金 障害者特例・繰上げ調整額請求書)	—	△	
氏名を変更したとき (年金受給権者氏名変更届)	—	○	給付課支給係 03-3261-9846
年金受取金融機関を変更するとき (年金受給権者受取機関変更届)	—	△	
支払通知書の再交付を希望するとき (年金証書・改定通知書・振込通知書再交付申請書)	○	△	
源泉徴収票の再交付を希望するとき (源泉徴収票 準確定申告用源泉徴収票交付(再交付)申請書)	○	△	
年金支給額の証明書を希望するとき (年金支給額証明書交付申請書)	○	×	

届出が必要な事由 (下段は届出書名)	当組合HPから 出力可能な届書	ワンストップ サービス対象	担当部署
住民票上住所と異なる住所へ書類送付を希望するとき (年金受給権者住所変更届)	—	○	給付課支給係 03-3261-9846
成年後見人等が付いたとき または既に届出した事項に変更が生じたとき (年金受給権者通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書)	—	△	
行方不明になったとき (年金受給者所在不明届)	—	△	給付課調査係 03-3261-9846
国会議員または地方議会議員になったとき (国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る 老齢厚生年金在職支給停止(解除)届)	○	○	
雇用保険法による失業給付等を受けたとき (老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届)	○	△	
加給年金額対象者が年金を受給することとなったとき (老齢基礎年金を除きます) (老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届)	—	△	
加給年金額対象者と離婚したときや死亡したとき等 (加算額・加給年金額対象者不該当届)	—	△	
年金の選択替えを希望するとき (年金受給選択申出書)	—	○	調整課調整係 03-3261-9847
年金証書または改定通知書の再交付を希望するとき (年金証書・改定通知書・振込通知書再交付申請書)	○	△	年金相談室 03-3261-9850
年金加入期間確認通知書を希望するとき (年金加入期間確認請求書)	○	△	
離婚による年金分割を希望するとき (年金分割のための情報提供請求書) (標準報酬改定請求書(離婚時の年金分割の請求書))	—	○	

#### <ワンストップサービス対象欄の見方>

- …複数の年金を受給されている方の届書は、いずれか1か所の実施機関に提出するだけで構いません。
- △…被用者年金制度一元化の平成27年10月前に受給権が発生した年金については、それぞれの実施機関に提出する必要があります。
- △\*…他実施機関の未支給年金(年金受給者がお亡くなりになられた月分までの年金のうち、まだ受け取られていない分)についても併せて請求する場合は(平成27年10月前に受給権が発生した年金を含みます。)、いずれか1か所の実施機関に提出するだけで構いません。併せて請求しない場合は、それぞれの実施機関に提出する必要があります。
- ×…複数の年金を受給されている方の届書は、それぞれの実施機関に提出する必要があります。